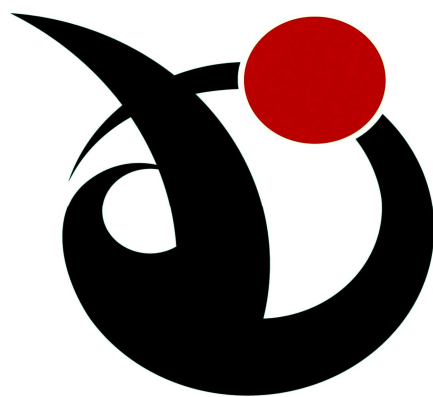


あふれる笑顔のまち村上

令和 7 年度

事業のあらまし



村上市消費生活センター

村上市の概要

村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっています。

近傍には胎内市、新発田市があり、また圏域内70km内には新潟市及び山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流もあります。

合 併 平成20年4月1日

面 積 1,174.17平方キロメートル

人 口 54,275人
(令和7年4月1日現在)

世帯数 22,061世帯
(令和7年4月1日現在)



消費者の8つの権利	消費者の5つの責任
①生活の基本ニーズが保障される権利 ②安全である権利 ③知らされる権利 ④選ぶ権利 ⑤意見を反映される権利 ⑥補償を受ける権利 ⑦消費者教育を受ける権利 ⑧健全な環境の中で働き生活する権利	①批判的意識を持つ責任 ②主張し行動する責任 ③社会的弱者への配慮責任 ④環境への配慮責任 ⑤連帯する責任

《 国際消費者機構（C I）が1982年に提唱 》

目 次

1 消費生活センターの概要	1
(1)設置の主旨	
(2)施設の概要	
(2)職員	
2 消費者啓発及び情報提供	2
(1)消費生活講座及び行事参加状況（消費者団体活動支援）等	
(2)市報むらかみ掲載	
(3)全世帯回覧	
(4)パンフレット・リーフレット等配布	
(5)SNSでの注意喚起	
※市報むらかみ掲載 お役立ち☆くらしの情報 64・65	
3 消費生活相談受付状況	6
(1)相談件数	
(2)相談方法・相談者属性別件数	
(3)年代別相談件数	
(4)居住地別相談件数	
(5)販売形態別（特殊販売）相談件数	
(6)相談の多い商品・役務上位5項目	
(7)相談内容別件数	
(8)商品（役務）・内容別相談件数	
(9)主な相談事例	
4 消費生活製品安全法・家庭用品品質表示法	13
及び電気用品安全法にかかる立入調査	
5 村上市消費生活センター条例	14

1 消費生活センターの概要 (令和7年4月1日現在)

(1) 設置の主旨

消費生活に関する各種情報の収集・提供、消費生活相談の適切な処理を実施し、出前講座の開催や広報誌などによる啓発、情報提供などを行い、消費者被害の防止・救済と消費者意識の向上を図ることにより、消費者としての自立を支援し、もって市民の安全で安心できる消費生活の実現に寄与する。

(2) 施設の概要

- ・ 名 称 村上市消費生活センター
- ・ 所 在 地 〒958-8501
村上市三之町1番1号 村上市役所 福祉課 総合相談室内
電話 (0254) 75-8941 (内線) 1342・1343
- ・ 開設年月日 平成20年4月1日 (旧村上市では、昭和58年7月1日開設)
- ・ 開 所 時 間 午前9時～午後4時 (月曜日～金曜日)
- ・ 閉 所 日 土・日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)

(3) 職 員

- | | |
|-------|-------------|
| センター長 | 1名 福祉課長兼務 |
| 所 員 | 3名 福祉課職員兼務 |
| 相 談 員 | 2名 会計年度任用職員 |

2 消費者啓発及び情報提供

(1) 消費生活講座及び行事参加状況（消費者団体活動支援）等

月 日	出 前 講 座	会 場	対 象 人 数
5月20日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：村上警察署生活安全課 押切係長 消費生活センター相談員 対 象：かみはやし大学	神林 農村改善センター	45人
6月20日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：未来ワークサポートさかまち利用者	未来ワークサポート さかまち	15人
7月3日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：村上第一中学校（全校）	村上第一中学校	240人
7月17日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：村上警察署生活安全課 押切係長 消費生活センター相談員 対 象：朝日長寿大学	村上市 総合文化会館	100人
7月18日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：熊登集落	熊登公民館	12人
7月25日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：村上警察署生活安全課 川崎課長 消費生活センター相談員 対 象：むらかみ長寿大学	村上市 情報センター	60人
7月30日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：新潟リハビリテーション大学 (1年生)	新潟 リハビリテーション 大学	38人
8月4日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：村上市技術家庭科研究会	村上第一中学校	5人
9月18日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：村上地区介護支援専門員	村上市役所 第三会議室 (リモート開催)	50人
10月30日	・出前講座「ぼくもわたしも消費者」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：瀬波小学校（5年）	瀬波小学校	34人
11月14日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：特別支援学校 高等部	特別支援学校	9人

2 消費者啓発及び情報提供

(1) 消費生活講座及び行事参加状況（消費者団体活動支援）等

月 日	出 前 講 座	会 場	対 象 人 数
11月18日	・出前講座「ぼくもわたしも消費者」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：山北中学校（3年）	山北中学校	13人
12月9日	・出前講座「ぼくもわたしも消費者」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：さんぽく小学校（5年）	さんぽく小学校	22人
1月16日	・出前講座「悪徳商法 こんな手口にご用心！」 講 師：村上警察署生活安全課 川崎課長 消費生活センター相談員 対 象：荒川地区高坪大学	荒川地区公民館	80人
1月27日	・出前講座「ぼくもわたしも消費者」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：さんぽく小学校（6年）	さんぽく小学校	15人
1月29日	・出前講座「ぼくもわたしも消費者」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：平林小学校（5年）	平林小学校	22人
1月30日	・出前講座「ぼくもわたしも消費者」 講 師：消費生活センター相談員 対 象：平林小学校（6年）	平林小学校	20人
月 日	啓 発 活 動	会 場	対 象 人 数
7月22日	・啓発活動 参加者：消費生活センター相談員 対 象：買い物客	村上市六斎市	60人
9月22日	・啓発活動 参加者：消費生活センター相談員 対 象：買い物客	原信西店	60人

(2) 市報むらかみ掲載

月 日	テ ー マ
6月1日	情報64 警察官などを語った特殊詐欺が急増しています。
12月1日	情報65 リチウムイオン電池製品の火災事故に注意してください。

(3)全世帯回覧

月 日	テ ー マ
6 月 15 日	「国際電話番号による特殊詐欺が急増/お米のネットトラブルについて」
8 月 1 日	「くらしほっと」 NO. 93 (夏号)
9 月 1 日	高齢者の悪質商法被害防止「みんなで防ごう！悪質商法にレッドカード」
1 月 15 日	「くらしほっと」 NO. 94 (新春号)

(4)パンフレット・リーフレット等配布

月 日 等	テ ー マ	配布対象
講座・窓口配布等	・詐欺被害防止読本 ・悪質商法にだまされるものか！！ ・消費者ホットライン 188 シール ・セカンドライフ生活安心読本 ・「あれ？と思ったら、すぐ相談」 ・クリアファイル・ファスナー付きポーチ	高齢者 (支援者を含む)
	・中学生のかしこい消費生活 ・こんな時は消費生活センターにご相談ください。 ・悪質商法カモ・勧誘されたら 188 番 ・だまされやすさチェック ・ふせん・マグネット・メモ帳・食育まな板 ・クリアファイル	専門学生 中学生
	・カシコイ消費者 ・みんなで食品ロスを減らしましょう！！ ・大切にしようお金ともの ・SDGs クリアファイル	小学生

(5)SNSでの注意喚起

月 日	テ ー マ
10 月 9 日	「厚生労働省や保健局を装った不審な電話にご注意ください！」
12 月 29 日	「年末年始、帰省などの機会に、お声がけをお願いします！」

お役立ちくらしの情報⑥4

警察官などを語った特殊詐欺が急増しています

岡福祉課総合相談室 (☎75-8941)

警察官などを語り、捜査名目で現金などをだまし取る特殊詐欺が増えています。実在する警察署の電話番号(末尾が0110)を偽装表示させたうえで、警察官を語る二重電話が多くなっています。



新潟県で実際にあった相談

警察官から電話があり、「あなたの名義の銀行口座に被害者が入金している。事件の共犯者になっており、電話で取り調べをする」などと言われ、預金残高などを確認されて、捜査協力の名目で指定の口座にお金を振り込んだ。



一言アドバイス

- ・もし出てしまっても、お金やキャッシュカードの話が出たら一度電話を切る
- ・電話は常に留守番電話設定にする
- ・知らない電話番号には出ない
- ・警察官が「あなたが捜査対象になっている」「逮捕する」などと電話で伝えることはありません
- ・警察官がSNSで警察手帳や逮捕状の画像を送るなど、連絡を取ることはありません
- ・警察官を名乗る電話に対しては、相手に「所属、担当部署、氏名、内線番号」を確認して一度電話を切り、#9110(警察相談専用電話)または最寄りの警察署に相談してください



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わず相談してください。

村上市消費生活センター (☎75-8941) ※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課市民生活室 (☎62-3103)

朝日支所地域振興課市民生活室 (☎72-6885)

神林支所地域振興課市民生活室 (☎66-6112)

山北支所地域振興課市民生活室 (☎77-3112)

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) お近くの消費生活相談窓口につながります。

お役立ちくらしの情報⑥5

リチウムイオン電池製品の火災事故に注意してください

岡福祉課総合相談室 (☎75-8941)

ホームページ



■事故の事例

ワイヤレスイヤホンの発火

4年前に購入したワイヤレスイヤホンが充電後に発火。かばんに入れていた水筒などが焦げる。

スマートウォッチの事故

腕につけたまま寝ていたところ、深夜に突然発火。腕がやけどして、シーツが焦げる。

携帯用扇風機のトラブル

充電中に熱で本体やUSBが一部溶けて、ひどい匂いが発生。

■使用時の注意ポイント

衝撃や圧力を避ける

強い衝撃や圧力により損傷し、発熱や発火、爆発する場合があります。



高温環境を避ける

高温環境に置かれることで内部で異常な反応が進み、発熱や発火する場合があります。



異常時は使用中止

熱くなる、膨らむ、液漏れ、異臭、異音などの異常を感じたらすぐに使用を中止しましょう。



モバイルバッテリーなどリチウムイオン電池を使用している製品は、村上市のルールを守り廃棄してください。詳しい内容は、市ホームページ「使用済み小型家電を回収しています」をご覧ください。

ホームページ



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わず相談してください。

村上市消費生活センター ☎75-8941、FAX53-3840 ※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課 ☎62-3103

朝日支所地域振興課 ☎72-6885

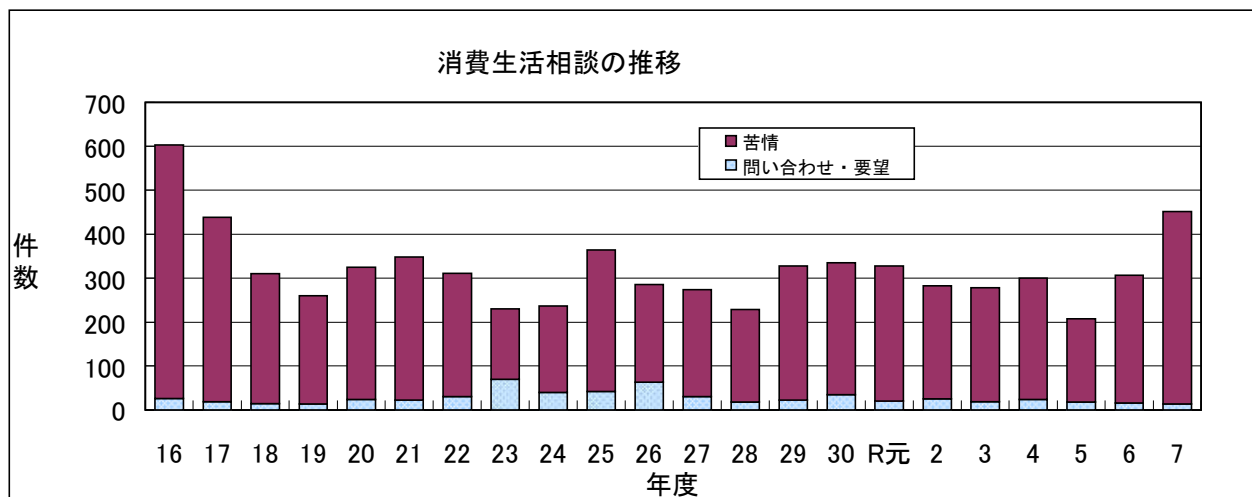
神林支所地域振興課 ☎66-6112

山北支所地域振興課 ☎77-3112

3 消費生活相談受付状況

(1) 相談件数

令和7年度の相談件数は452件で令和6年度の306件と比較して146件(約48%)の増加となりました。



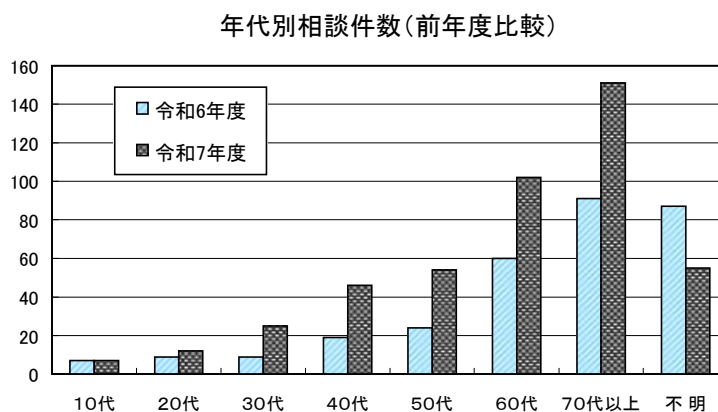
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
苦情	258	259	276	189	290	438
問い合わせ・要望	25	19	24	18	16	14
合計	283	278	300	207	306	452

(2) 相談方法・相談者属性別件数

	合計	相談方法		相談属性		
		来訪	電話・文書	男性	女性	団体
令和6年度	306	129	177	147	145	14
令和7年度	452	136	316	210	218	24

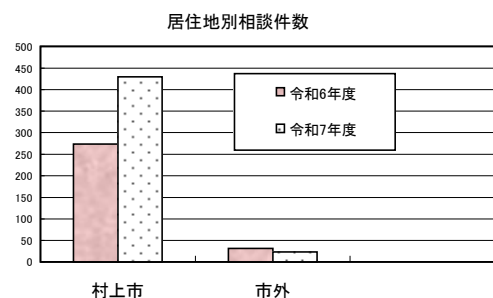
(3) 年代別相談件数

	令和6年度	令和7年度
10代	7	7
20代	9	12
30代	9	25
40代	19	46
50代	24	54
60代	60	102
70代以上	91	151
不明	87	55
合計	306	452



(4) 居住地別相談件数

	令和6年度	令和7年度
村上市	274	429
市外 (※)	32	23
合計	306	452



(※) 市外相談者の居住地

関川村14件・新発田市2件・胎内市1件・県外2件・その他(市町村なし)4件 計23件

(5) 販売形態別(特殊販売) 相談件数(過去5年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
店舗購入		35	30	18	33	37
特殊販売	訪問販売	25	11	17	24	18
	通信販売	90	116	52	102	157
	マルチ、マルチまがい	0	1	0	2	1
	電話勧誘	49	37	14	21	37
	ネガティブオプション	2	4	1	4	6
	訪問購入	3	4	7	10	13
	その他無店舗	2	3	0	1	3
	計	171	176	91	164	235
	不明・無関係		72	94	98	109
合計		278	300	207	306	452

※参考－特殊販売の定義－

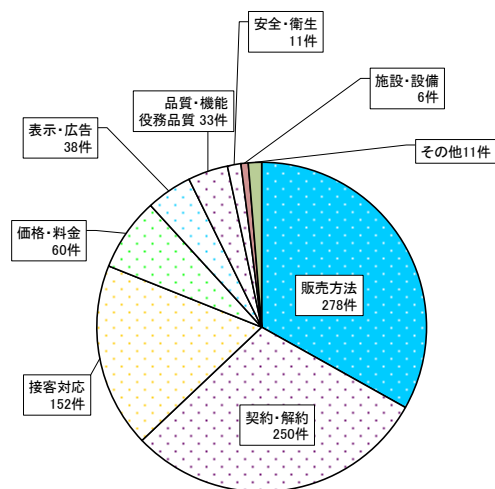
店 舗 購 入 ・ ・ ・ ・ ・ 消費者が出向いて店舗で契約したもの。
 訪 問 販 売 ・ ・ ・ ・ ・ 家庭に訪問してきた業者と契約したもの。
 通 信 販 売 ・ ・ ・ ・ ・ テレビ、郵便、インターネットなどの通信手段を使って契約をする販売方法。
 マルチ、マルチまがい ・ ・ ・ ・ ・ 連鎖販売取引。販売組織の加入者が消費者を組織に加入させさらに次の人へというように、組織をピラミッド式に拡大していく販売方法。
 電話勧誘販売 ・ ・ ・ ・ ・ 事業者が消費者に電話をかけ、電話で契約・申込をさせる販売方法。
 ネガティブオプション ・ 商品を一方的に送りつけ、代金を請求する販売方法。
 訪 問 購 入 ・ ・ ・ ・ ・ 業者が家庭を訪問し、貴金属等を買取る契約をしたもの。
 その他無店舗 ・ ・ ・ ・ ・ 展示会場や露店等での販売。

(6) 相談の多い商品・役務上位5項目

令和7年度		商品・役務
順位	件数	
1	135	商品一般（特定できない商品 ※不審電話など）
2	38	化粧品（美容クリーム、ファンデーション）
3	22	電報・固定電話（電話回線契約・アナログ回線工事）
4	21	健康食品（サプリメント、滋養強壮剤）
5	19	役務その他（サービス・接客対応等）

(7) 相談内容別件数

相談内容	件数
販売方法	278
契約・解約	250
接客対応	152
価格・料金	60
表示・広告	38
品質・機能、役務品質	33
安全・衛生	11
施設・設備	6
その他（法規・基準、包装等）	11
合計	839



相談内容延件数839件

※ 相談1件で複数の相談内容があるため、受付件数452件より多くなっています。

(8) 商品(役務)・内容別相談件数

内容別分類項目 商品別分類項目		受付 件数	うち 苦情 件数	内容別相談件数(主な内容)(延べ件数)													
				安全 衛生	品質 機能	法規 基準	価格 料金	計量 量目	表示 広告	販売 方法	契約 解約	接客 対応	包装 容器	施設 設備	買物 相談	生活 知識	その他
商 品 類	A商品一般	135	127	2	4	3	15	0	8	65	42	58	0	0	0	0	1
	B食料品	35	34	4	5	0	8	1	4	27	19	14	1	0	0	0	0
	C住居品	16	15	1	5	0	5	0	4	13	6	3	0	0	0	0	0
	D光熱水产品	8	8	0	0	0	2	0	0	3	6	1	0	0	0	0	0
	E被服品	15	15	0	2	0	4	0	3	14	8	4	0	0	0	0	0
	F保健衛生品	48	48	0	3	0	6	0	11	40	28	19	0	0	0	0	0
	G教養娯楽品	18	18	0	0	0	2	0	3	14	13	3	0	0	0	0	0
	H車両・乗り物	5	5	0	1	0	0	0	2	4	2	1	0	0	0	0	0
	I土地・建物・設備	15	15	1	3	2	1	0	0	4	7	5	0	5	0	0	0
	J他の商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	295	285	8	23	5	43	1	35	184	131	108	1	5	0	0	1
役 務 類	Kクリーニング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Lレンタル・リース	5	5	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0
	M工事・建築・加工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	N修理・補修	2	2	1	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0
	O管理・保管	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	P役務一般	11	11	0	3	1	3	0	0	7	6	5	0	0	0	0	0
	Q金融・保険サービス	30	28	0	1	0	1	0	2	14	27	3	0	0	0	0	0
	R運輸・通信サービス	50	49	0	4	1	9	0	0	29	33	26	0	1	0	0	1
	S教育サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	T教養・娯楽サービス	15	15	0	1	0	1	0	1	9	13	2	0	0	0	0	0
	U保健・福祉サービス	8	8	2	0	0	1	0	0	2	6	3	0	0	0	0	0
	V他の役務	20	20	0	1	0	2	0	0	15	16	3	0	0	0	0	0
	W内職・副業・ねずみ講	12	12	0	0	0	0	0	0	11	10	0	0	0	0	0	0
	X他の行政サービス	2	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	計	156	153	3	10	2	17	0	3	94	119	44	0	1	0	0	1
Z他の相談		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		452	438	11	33	7	60	1	38	278	250	152	1	6	0	0	2

(9)主な相談事例

商品類

商品一般 相談件数 72件(前年度+23件)

- ・息子宛に急に請求書が届いた。かなり昔の契約だったため怪しい。調べてもらいたい。会員申し込みには本人が書いたと言っているが、金融機関は書いていないと言い、本人のものでない架空の口座が記載されている。
- ・海外から着払いで荷物が送られて来た。どうしたらよいか。
- ・クレジットカードを不正利用されて高額の請求がきた。身に覚えのない請求に対してどう対応したらよいか。

食料品 相談件数 30件(前年度+21件)

- ・祖母の家に健康食品の振込用紙があった。おそらく定期購入になっている商品だと思う。祖母は認知症で自分が注文したことを忘れてしまう。定期購入を解約したい。
- ・頼んだ覚えのないサプリメントが届いた。

住居品 相談件数 17件(前年度+9件)

- ・自身が所有するアパートの売却仲介を依頼していた事業者の対応に不満を感じ契約しなかった。よい事業者を紹介してほしい。
- ・アパートを退去した際に大家にエアコンの穴を原状回復するよう求められた。エアコン設置の際、不動産会社に了承を得ている。原状回復しなければならないのか。

光熱水品 相談件数 7件(前年度-1件)

- ・引っ越しした際、大家に電気会社を紹介され契約したが、毎月の電気代が高くなった。
- ・電気料金を滞納していて振込用紙が送られてきたがなくなしてしまった。給料が入ったら支払いたいけどどうやって支払ったらよいかわからない。

被服品 相談件数 11件(前年度-3件)

- ・インターネット通販でトレーナーを購入した。代引きで支払ったが頼んだものと全く違う商品だった。返品して返金希望。
- ・家に「いない靴はないか」と男性が訪ねてきた。ないと言うと嘘つき呼ばわりされ怖い思いをした。

保健衛生品 相談件数 24件(前年度+16件)

- ・ネット広告で見つけた化粧クリームをお試しのつもりで購入したが、2回目の商品が届き定期購入になっていたことが判明した。自分は定期注文した覚えはない。定期の解約と届いた商品を返品して支払いの取り下げをしてもらいたい。

- ・高齢の祖母宅に美容クリームが定期的に届いているようだ。定期購入になっていないか心配。契約されているのであれば解約したい。

教養娯楽品 相談件数 21件(前年度+13件)

- ・孫が祖母である自分の携帯電話を利用し、海外ゲームサイトに課金をしていた。金額が高額なためなんとかして返金してもらいたい。

車両・乗り物 相談件数 4件(前年度-2件)

- ・テレビCMで見た買取業者に息子名義の車の買取を電話で依頼した。聞き取り後見積もりで高価買取が見込めそうなので来訪査定の依頼をした。来訪査定後契約をしたがディーラーの友人に話すと、買取価格が安すぎると言われ解約を申し出るが違約金を支払っての解約になると言われ納得いかない。

土地・建物・設備 相談件数 8件(前年度+2件)

- ・事業者から戸建て住宅を購入して賃貸すると家賃収入が入ると勧誘されて申し込んだが、解約したい。
- ・屋根が壊れていると言い、言われるがままに修理を依頼したところ高額請求され手元にあった現金で支払いをしてしまった。

その他商品 相談件数 0件(前年度-1件)

役務類

役務一般 相談件数 12件(前年度+11件)

- ・「電話が2時間後に止まる」という電話にでると「あなたの電話が詐欺に使用されている」と言われ警察だと言う人に代った。家族に話すと迷惑がかかると言われ、言われるがままに保釈金としてお金を振り込んでしまった。
- ・プラットフォーム事業者から身に覚えのない会費が毎月クレジット決済されている。以前も同様の事があり返金をしてもらった。何度も同じようなことが繰り返されることに納得いかない。

金融・保険サービス 相談件数 17件(前年度-1件)

- ・50年ほど前に加入し更新・切替してきた生命保険の積立金が以前聞いた額の1/3くらいになっていた。納得のいく説明をしてほしい。
- ・知人に「自動車の自賠責保険を自分しか乗らないプランにすると安くなる」と聞いたが本当か

運輸・通信サービス 相談件数 22件(前年+3件)

- ・「電話回線を無料で光回線に変更できる。工事費、回線変更手数料は無料、使用料半額になる」と言われ契約した。しかし後日高額な請求がきた。
- ・以前からプロバイダー代理店営業の人が、障害のある息子のところに来ていろいろ契約しているようだ。もう来ないでほしい。

教養・娯楽サービス 相談件数 15件(前年度+8件)

- ・海外の旅行サイトからホテルを予約したところ、変更ができず重複して予約してしまった。キャンセル不可と言われたがホテルに聞いたところキャンセルできると言われた。重複した分の部屋をキャンセルしたい。
- ・旅行予約サイトで予約をしたいと思ったが、その他の追加料金というのがわからない。予約前に支払い総額がわからないと不安だ。

保健・福祉サービス 相談件数 6件(前年度-7件)

- ・通っていた脱毛サロンが倒産した。返金を求め電話やメールをしているがつかまらない。返金してもらいたい。

他の役務 相談件数 20件(前年度+16件)

- ・以前何十年も掛けていた互助会を解約したが解約金を予定取り支払ってもらえない。弁護士相談も受けたが「対応を待つしかない」と言われたが納得いかない。
- ・探偵事務所と20時間のパック料金という事で契約をした。調査後時間が余ったので追加調査ができるという事だったが、契約時に時間が余った分は返金できるという話をされたので返金を申し出たが、それはできないと言われた。納得いかない。
- ・祖母あてに届くダイレクトメールを止めてもらいたい

内職・副業・ねずみ講 相談件数 4件(前年度+2件)

- ・通信アプリで知り合った女性から動画のスクショを送ると報酬がもらえるという話があり申し込んだ。しかし作業に不備があり損害が出たといわれ数回お金を振り込んだ。

他の相談 相談件数 4件(前年度-2件)

- ・債権回収会社から大手クレジット会社の債権が譲渡されたというハガキが送られてきた。クレジットカードは持っていないしクレジット払いをした覚えもない。
- ・知人からのしつこい宗教勧誘に迷惑している。自分では何度も断っているつもりだが全く伝わらず毎日のように知らない人を連れてきて長時間居座る。何とかならないか。

4 消費生活製品安全法・家庭用品品質表示法及び電気用品安全法にかかる立入調査

法 律 名	商 品 名	調査 店舗	調査 点数
① 消費生活用製品安全法	◆圧力なべ・かま	1	1
	◆石油ストーブ（石油ファンヒーターを含む）	2	6
	◆ライター	1	2
② 家庭用品品質表示法	◆繊維製品		
	・床敷物	1	4
	・膝掛け	1	1
	◆合成樹脂加工品		
	・食事用、食卓用又は台所用の器具：皿等	1	6
	・水筒	1	6
	◆電気機械器具		
	・電気ポット	1	4
	・電気ホットプレート	1	4
	◆雑貨工業品		
	・ティッシュペーパー及びトイレットペーパー	1	5
	・歯ブラシ	1	5
③ 電 気 用 品 安 全 法	◆電気器具	2	8
	◆交流用電気機械器具	2	6
	◆光源及び光源応用機械機器	2	5
	◆リチウムイオン電池	2	5
合 計			68

5 村上市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、村上市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(センター長及び職員)

第3条 センターには、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員等の配置)

第4条 センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用されることは排除されないことその他消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談員等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談員等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

◆クーリング・オフについて

予期しなかった訪問販売や電話勧誘など、契約してから一定期間以内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

●クーリング・オフをすると

- 支払った代金は全額返金されます。
- 違約金等を請求されても一切払う必要はありません。
- 商品を受け取っていたら販売会社に商品の引取りを請求できます。

●クーリング・オフができないもの

店舗での購入、通信販売（インターネット購入、テレビショッピング、カタログショッピング）など

取引形態	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、学習塾、美容医療など)	8日間
訪問購入 (貴金属の買取りなど)	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法など)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法、モニター商法など)	20日間

●クーリング・オフの通知は

- これまで必ず書面（はがき、文書）で行うこととなっていたましたが、2022年6月1日より、書面によるほか、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。
- 電子メールのほか、FAX や事業者が自社のウェブサイトに出せるクーリング・オフ専用フォーム等による通知も可能です。
- 電磁的記録でクーリング・オフを通知する際も、書面の場合と同様、契約の特定に必要な情報（契約年月日、商品名、契約金額、契約者名など）を記載した日が分かるデータ（メールの送信記録画面やクーリング・オフ専用フォーム画面等のスクリーンショット）を保存しておきましょう。



 専門の相談員がいます 村上市消費生活センター ☎75-8941 (直通) (内線1342,1343) FAX53-2541	
荒川支所地域振興課市民生活室	☎62-3103
神林支所地域振興課市民生活室	☎66-6112
朝日支所地域振興課市民生活室	☎72-6885
山北支所地域振興課市民生活室	☎77-3112

困った時は一人で悩まず相談しましょう！ 消費者ホットライン局番なし188（いやや！）